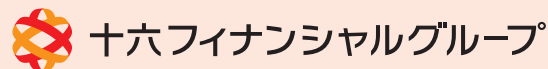


第2期

定時株主総会招集ご通知



証券コード：7380

開催情報

日時 2023年6月16日（金曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時）

場所 岐阜市神田町8丁目26番地
十六銀行本店3階会議室

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 公益財団法人十六地域振興財団の社会貢献活動賛助を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

株主総会の模様はインターネットにて当日ライブ中継を予定しております。

ご出席の株主様への**お土産のご用意はございません。**



郵送またはインターネット等により議決権を行使くださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年6月15日（木曜日）午後5時15分まで

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第2期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少や超高齢社会の進展、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による生活様式の変容などにより劇的に変化しており、先が読めない時代に突入しています。

当社グループはこのような環境変化のなか、10年後のなりたい姿である長期ビジョン「16Vision-10」を策定し、その前半5か年を計画期間とする第2次中期経営計画「一步先を行き、いつも地域の力になる～1st stage～」を本年4月よりスタートいたしました。当社のグループ経営理念に掲げる存在意義（パーパス）の「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」を原動力に、「サステナブル（社会的価値の創出）」と「グロース（経済的価値の創出）」を実現していくことで、一步先を行く地域総合金融サービスグループとして、地域社会に貢献してまいります。

「人と、地域と、未来をむすぶ 十六フィナンシャルグループ」にご期待いただくとともに、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年5月

代表取締役社長 池田直樹



目次

■ 株主総会招集ご通知	1	■ 連結計算書類	58
■ 株主総会参考書類	7	■ 計算書類	60
■ 事業報告	28	■ 監査報告書	62

招 集 ご 通 知

証券コード7380
2023年5月31日
(電子提供措置の開始日2023年5月23日)

株主のみなさまへ

岐阜市神田町8丁目26番地
株式会社 十六フィナンシャルグループ
代表取締役社長 池田直樹

第2期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.16fg.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の右記ウェブサイトにも掲載しております。



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。 「議決権行使についてのご案内」に沿って議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

招 集 ご 通 知

記

1. 日 時 2023年6月16日（金曜日） 午前10時

2. 場 所 岐阜市神田町8丁目26番地 十六銀行本店3階会議室

■ 報告事項

第2期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

3. 目的事項

■ 決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 公益財団法人十六地域振興財団の社会貢献活動賛助を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

以 上

株主総会ご来場に関するお知らせ

- 当日ご出席される株主さまのマスク着用については、個人の判断に委ねることを基本といたします。
- 会場には、サーモグラフィー検温器、アルコール消毒液を設置しておりますので、ご自由にご利用ください。

ライブ中継のご案内

- 当日の株主総会の模様をライブ中継する予定です。詳細につきましては、同封のご案内をご覧ください。
- なお、当日ライブ中継をご覧になれない方のために、後日、株主総会の模様を配信いたします。
- 事後（オンデマンド）配信につきましては、当社ホームページに掲載いたします。

電子提供措置事項

会社法改正により、電子提供措置事項については「当社ウェブサイト」および「東京証券取引所ウェブサイト」にアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り書面でお送りすることとなりました。

しかしながら、本株主総会においては書面交付請求の有無に限らず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

なお、電子提供措置事項のうち、下記事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、上記ウェブサイトにのみ掲載をしておりますので、当書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「業務の適正を確保する体制の運用状況の概要」、「特定完全子会社に関する事項」および「親会社等との間の取引に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがって、当書面に記載の書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2023年6月16日(金)
午前10時

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月15日(木)
午後5時15分到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト

▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月15日(木)
午後5時15分まで

▶ 詳細は次ページをご覧ください

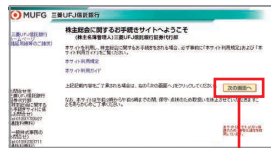
株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。なお、介添が必要な場合には、事前にご連絡（☎0120-300-716）くださればご相談させていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

ログインID・パスワードを入力する方法

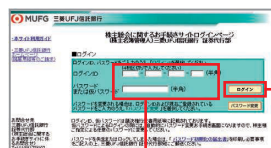
議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



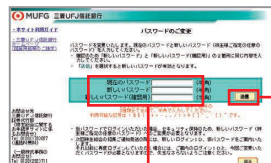
「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



新しいパスワードを入力し、「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID・パスワード不要!

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。


※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

【機関投資家のみなさまへ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

配 当 金 に つ い て

当社は、定款の規定により、2023年5月11日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金

1 株当たり70円

2 効力発生日（支払開始日）

2023年6月1日

年間配当金

【ご参考】 1 株当たり130円

2023年3月期の期末配当金につきましては、1株につき70円とし、効力発生日（支払開始日）を2023年6月1日とすることを決議いたしました。

中間配当金として1株につき60円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき130円となります。

なお、過年度まで期末配当金の効力発生日（支払開始日）は定時株主総会開催日の翌営業日としておりましたが、本年度より早期化することといたしました。

「期末配当金領収証」（銀行振込ご指定の方には「期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認」のご案内）を今回同封しております。

従来、「期末配当金領収証」は定時株主総会終了後に「決議ご通知」とともに郵送しておりましたが、「決議ご通知」につきましては、紙資源削減の観点からWEB開示のみとさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

主な手続き、ご照会等の内容

- 配当金受領方法の指定のお手続き
- 住所・氏名変更等のお手続き
- 単元未満株式の買取・買増請求のお手続き

主な手続き、ご照会等の内容

- 支払期間経過後の配当金に関するご照会
- 郵送物等の発送と返戻に関するご照会
- その他株式事務に関する一般的なお問い合わせ

お問い合わせ先

口座を開設されている証券会社

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部テレホンセンター

☎ 0120-232-711（東京）
☎ 0120-094-777（大阪）

※左記電話番号を
ご利用いただけない場合
042-204-0303
(通話料有料)

受付時間：土・日・祝日等を除く 平日9：00～17：00

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、特段指摘すべき事項がない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	性別	現在の当社における地位等	取締役会への出席状況
1	再任	むら せ ゆき お 村 瀬 幸 雄	男性	取締役会長（代表取締役）	11/11回
2	再任	いけ だ なお き 池 田 直 樹	男性	取締役社長（代表取締役）	11/11回
3	再任	いし ぐろ あき ひで 石 黒 明 秀	男性	取締役副社長	11/11回
4	再任	しら き ゆき やす 白 木 幸 泰	男性	取締役専務執行役員 グループ営業統括部長	11/11回
5	再任	び とう よし あき 尾 藤 喜 昭	男性	取締役常務執行役員 グループリスク統括部長	9/9回
6	再任	おお た ひろ ゆき 太 田 裕 之	男性	取締役	11/11回
7	再任 社外 独立	い とう さと こ 伊 藤 聡 子	女性	取締役	11/11回
8	新任 社外 独立	うえ だ やす し 上 田 泰 史	男性	—	—

候補者
番号

1

むら せ ゆき お
村 瀬 幸 雄

再任



生年月日	1956年12月23日
所有する当社の株式の数	41,895株
取締役会への出席状況	11/11回

略歴、地位及び担当

当社

2021年10月 取締役会長（現任）
（代表取締役）
（グループ経営監査部 担当）

子会社等

1979年4月 株式会社十六銀行入行
1993年6月 同 香港支店長
1994年2月 同 名古屋駅前支店長
1998年4月 同 人事部長
2004年6月 同 常務取締役
2009年6月 同 専務取締役
2013年9月 同 取締役頭取（代表取締役）
2021年6月 同 取締役会長兼頭取（代表取締役）
2021年10月 同 取締役会長（現任）
（代表取締役）

重要な兼職の状況

岐阜商工会議所 会頭
株式会社十六銀行 取締役会長（代表取締役）

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社十六銀行において、経営企画部門、営業支援部門、経営管理部門、業務監査部門等の担当役員を歴任し、2013年9月より取締役頭取、2021年6月より取締役会長兼頭取、2021年10月より取締役会長を務めております。また、当社においては、2021年10月より取締役会長を務め、当社グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。

特別の利害関係

村瀬幸雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

いけ
池

だ
田

なお
直

き
樹

再任



生年月日	1957年4月4日
所有する当社の株式の数	27,735株
取締役会への出席状況	11/11回

略歴、地位及び担当

当社

2021年10月 取締役社長（現任）
（代表取締役）
（FG統括 担当）

子会社等

1980年4月 株式会社十六銀行入行
2005年4月 同 高山支店長
2008年6月 同 取締役名古屋支店長
2012年4月 同 取締役名古屋営業部長
2013年6月 同 常務取締役事務部長
2013年9月 同 常務取締役
2014年6月 同 取締役副頭取（代表取締役）
2021年10月 同 取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社十六銀行 取締役

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社十六銀行において、経営企画部門、事務部門、企業支援部門、経営管理部門等の担当役員を歴任し、2014年6月より2021年9月までの間、取締役副頭取を務めております。また、当社においては、2021年10月より取締役社長を務め、当社グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としてしました。

特別の利害関係

池田直樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

3

いし
石

くろ
黒

あき
明

ひで
秀

再任



生年月日	1963年9月19日
所有する当社の株式の数	10,863株
取締役会への出席状況	11/11回

略歴、地位及び担当

当社

2021年10月 取締役副社長（現任）
（FG副統括、グループデジタル統括室
担当）

子会社等

1987年4月 株式会社十六銀行入行
2009年6月 同 東海支店長
2011年10月 同 人事部長
2014年4月 同 人事部副部長
2016年6月 同 経営管理部長
2017年6月 同 執行役員経営管理部長
2018年6月 同 取締役執行役員経営管理部長
2019年6月 同 取締役執行役員経営企画部長
2020年6月 同 取締役常務執行役員
2021年10月 同 取締役頭取（現任）
（代表取締役）

重要な兼職の状況

株式会社十六銀行 取締役頭取（代表取締役）

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社十六銀行において、人事及び総務関連業務の統括に当たってきたほか、経営企画部門、デジタル改革部門等の担当役員を歴任し、2021年10月より取締役頭取を務めております。また、当社においては、2021年10月より取締役副社長を務め、当社グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としてしました。

特別の利害関係

石黒明秀氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

しら
白

き
木

ゆき
幸

やす
泰

再任



生年月日	1963年1月7日
所有する当社の株式の数	12,410株
取締役会への出席状況	11/11回

略歴、地位及び担当

当社

2021年10月 取締役専務執行役員
グループ営業統括部長（現任）
（グループ営業統括部、サステナビリティ統括室 担当）

子会社等

1985年4月 株式会社十六銀行入行
2010年4月 同 羽島支店長
2012年3月 同 各務原支店長
2014年6月 同 執行役員一宮支店長
2016年6月 同 常務執行役員愛知営業本部長
2017年6月 同 取締役常務執行役員
愛知営業本部長
兼営業統括副本部長
2019年4月 同 取締役常務執行役員
営業統括本部長
2021年4月 同 取締役常務執行役員
営業支援本部長
2021年10月 十六リース株式会社
取締役社長（現任）
（代表取締役）

重要な兼職の状況

十六リース株式会社 取締役社長（代表取締役）

取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社十六銀行の主要営業店長、営業支援部門等の担当役員を歴任してきたほか、2021年10月より十六リース株式会社の取締役社長を務めております。また、当社においては、2021年10月より取締役専務執行役員を務め、当社グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。

特別の利害関係

白木幸泰氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

5

び
尾

とう
藤

よし
喜

あき
昭

再任



生年月日	1964年9月4日
所有する当社の株式の数	4,001株
取締役会への出席状況	9/9回

略歴、地位及び担当

当社

2021年10月 執行役員グループ経営監査部長
2022年6月 取締役常務執行役員
グループリスク統括部長（現任）
（グループリスク統括部 担当）

子会社等

1988年4月 株式会社十六銀行入行
2014年10月 同 海外サポート部課長
2017年6月 同 監査役室長
2019年4月 同 市場証券部長
2021年4月 同 市場運用部長
2021年7月 同 業務監査部調査役（部長待遇）
2021年10月 同 執行役員業務監査部長
2022年6月 同 取締役常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社十六銀行 取締役常務執行役員

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社十六銀行において監査役室長、市場運用部長、業務監査部長を歴任し、2022年6月より取締役常務執行役員を務めております。また、当社においては、2022年6月より取締役常務執行役員を務め、当社グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。

特別の利害関係

尾藤喜昭氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

6

おお た ひろ ゆき
太 田 裕 之

再任



生年月日	1960年4月3日
所有する当社の株式の数	11,040株
取締役会への出席状況	11/11回

略歴、地位及び担当

当社

2021年10月 取締役（現任）

子会社等

1983年4月 株式会社十六銀行入行
2009年6月 同 法人営業部長
2010年6月 同 取締役秘書役
2013年6月 同 取締役豊田支店長
2014年4月 同 取締役営業統括部部長
2014年6月 同 常務取締役営業統括部長
2016年6月 同 取締役常務執行役員
2018年12月 同 取締役専務執行役員
2019年6月 十六T T証券株式会社
取締役社長（現任）
（代表取締役）

重要な兼職の状況

十六T T証券株式会社 取締役社長（代表取締役）

取締役候補者とした理由

当社グループにおいて、株式会社十六銀行の営業支援部門、経営企画部門、事務部門等の担当役員を歴任してきたほか、2019年6月より十六T T証券株式会社の取締役社長を務めております。また、当社においては、2021年10月より取締役を務め、当社グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としてしました。

特別の利害関係

太田裕之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者
番号

7

い 伊 とう 藤 さと 聡 こ 子

再任

社外

独立

生年月日 1967年7月3日

所有する当社の株式の数 0株

取締役会への出席状況 11/11回



略歴、地位及び担当

1989年10月	報道・情報番組キャスターとして活動開始	2015年4月	新潟大学非常勤講師（現任）
2010年4月	事業創造大学院大学客員教授（現任）	2020年6月	株式会社十六銀行取締役
		2021年10月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

積水樹脂株式会社 社外取締役
三谷産業株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

報道・情報番組キャスターや大学教授を務め、環境やエネルギー、地方創生、ESG、サステナビリティ等の分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。
過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

特別の利害関係

伊藤聡子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 伊藤聡子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年9か月となります。

候補者
番号

8

うえ だ やす し
上 田 泰 史

新任
社外
独立



生年月日	1963年3月11日
所有する当社の株式の数	0株
取締役会への出席状況	—

略歴、地位及び担当

1988年4月	明治生命保険相互会社入社	2020年4月	同	常務執行役
2013年4月	明治安田生命保険相互会社 収益管理部長			グループ・チーフ・アクチュアリー
2017年4月	同	2021年4月	同	常務執行役
2018年4月	同			グループCRO（現任）
2019年4月	同			

重要な兼職の状況

明治安田生命保険相互会社 常務執行役グループCRO

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

明治安田生命保険相互会社常務執行役グループCROとして経営に携わり、リスク管理等、金融関連分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

特別の利害関係

上田泰史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 伊藤聡子氏及び上田泰史氏は、23ページ記載の当社の「独立性判断基準」を満たした社外取締役候補者であります。また、両氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 伊藤聡子氏は、過去に当社子会社である株式会社十六銀行の取締役であったことがあります。
3. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。
- 社外取締役候補者であります伊藤聡子氏は、当社との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しておりますが、本総会において同氏が再任及び上田泰史氏が選任された場合は、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案において各候補者が再任又は選任された場合には、各候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害保険賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 ▶ 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	性別	現在の当社における地位等	取締役会への 出席状況	監査等委員会 への出席状況
1	再任	いし かわ なお ひこ 石 川 直 彦	男性	取締役（監査等委員）	11/11回	11/11回
2	再任 社外 独立	いし はら しん じ 石 原 真 二	男性	取締役（監査等委員）	11/11回	11/11回
3	再任 社外 独立	つ げ さと え 柘 植 里 恵	女性	取締役（監査等委員）	11/11回	11/11回

株主総会参考書類

候補者
番号

1

いし かわ なお ひこ
石 川 直 彦

再任



生年月日	1963年4月24日
所有する当社の株式の数	3,847株
取締役会への出席状況	11/11回
監査等委員会への出席状況	11/11回

略歴、地位及び担当

当社

2021年10月 取締役（監査等委員）（現任）

子会社等

1986年4月 株式会社十六銀行入行
2004年6月 同 東海支店長
2007年6月 同 内田橋支店長
2009年4月 同 経営企画部ブランド戦略室長
2014年6月 同 秘書室秘書役
2016年6月 同 執行役員本店営業部長
2018年6月 同 常勤監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社十六銀行において、執行役員本店営業部長のほか主要営業店長、経営企画業務及び秘書業務、常勤監査役等銀行の中核業務を歴任し業務全般を熟知しております。また、当社においては、2021年10月より監査等委員である取締役に務め、当社グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、引き続きグループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

特別の利害関係

石川直彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

いし
石

はら
原

しん
真

じ
二

再任

社外

独立

生年月日	1954年11月3日
所有する当社の株式の数	0株
取締役会への出席状況	11/11回
監査等委員会への出席状況	11/11回



略歴、地位及び担当

1985年4月	弁護士登録（愛知県） 石原法律事務所（現石原総合法律事務所）入所	2016年4月	愛知県弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長
2011年8月	石原総合法律事務所所長（現任）	2018年6月	株式会社十六銀行監査役
		2021年10月	当社取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

石原総合法律事務所所長
株式会社オータケ 社外取締役（監査等委員）
矢作建設工業株式会社 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として豊富な経験と法務全般に関する専門的知識を有しております。
2011年から石原総合法律事務所所長を務めており、これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

特別の利害関係

石原真二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

（注）石原真二氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年9か月となります。

株主総会参考書類

候補者
番号

3

つ げ さと え
柘 植 里 恵

再 任

社 外

独 立

生年月日	1968年3月9日
所有する当社の株式の数	0株
取締役会への出席状況	11/11回
監査等委員会への出席状況	11/11回



略歴、地位及び担当

1990年4月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）名古屋事務所入所	1999年1月	柘植公認会計士事務所所長（現任）
1995年4月	公認会計士登録	2007年6月	株式会社ラ・ヴィーダプランニング 代表取締役（現任）
		2021年10月	当社取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

柘植公認会計士事務所所長
株式会社ラ・ヴィーダプランニング 代表取締役
愛三工業株式会社 社外取締役
ホシザキ株式会社 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として財務及び会計に関する専門知識を有しております。当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツ離籍後20年以上経過しており、現在は1999年に開設した柘植公認会計士事務所所長、2007年に設立した株式会社ラ・ヴィーダプランニング代表取締役を務めております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

特別の利害関係

柘植里恵氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

（注）柘植里恵氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年9か月となります。

-
- (注) 1. 石原真二氏および柘植里恵氏は、23ページ記載の当社の「独立性判断基準」を満たした監査等委員である社外取締役候補者であります。また、両氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 石原真二氏は、過去に当社子会社である株式会社十六銀行の社外監査役であったことがあります。
3. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。
- 監査等委員である社外取締役候補者であります石原真二氏および柘植里恵氏は、当社との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しておりますが、本総会において両氏が再任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案において各候補者が再任された場合には、各候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害保険賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本決議の効力は、当社定款の定めにより、本決議による選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

お	がわ	あき	つゆ	社外
小	川	晶	露	独立
生年月日				1971年7月3日
所有する当社の株式の数				0株
取締役会への出席状況				—
監査等委員会への出席状況				—



略歴

2000年4月	弁護士登録（埼玉県） 清水総合法律事務所所属	2009年4月	啓明法律事務所所属（パートナー）
2005年10月	弁護士登録（愛知県）	2013年5月	弁護士法人さくら合同さくら国際特許法律事務所（パートナー）
2008年10月	弁理士登録	2019年4月	あきつゆ国際特許法律事務所所長（現任）

重要な兼職の状況

あきつゆ国際特許法律事務所所長
名古屋商科大学院准教授（ビジネス法）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士・弁理士として豊富な経験と法務全般・知財全般に関する専門的な知見を有しております。過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から取締役の職務執行の適法性等に関する監査の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

特別の利害関係

小川晶露氏と当社の間特別な利害関係はありません。

- (注) 1. 小川晶露氏は、当社の「独立性判断基準」を満たした補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所および名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。
- 当社の社外取締役は、当社との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しておりますが、小川晶露氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、小川晶露氏が監査等委員である取締役に就任した場合に同氏が被保険者に含まれることになる、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害保険賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

【独立性判断基準】

当社は、社外取締役（監査等委員である者を含む）の独立性の判断基準として、当社が上場する金融商品取引所の定める「独立性基準」に加えて、以下の基準を定める。

1. 次のいずれかに該当する者は、独立性の要件を満たしていない者とする。
 - (1) 当社グループに対する売上高の合計が直近事業年度の連結売上高の2%以上となる者
 - (2) 当社グループから受ける融資残高が最上位となっている者であり、かつ仮に当該融資を直ちに回収した場合に事業の継続に深刻な影響を及ぼすなど、当社グループの融資方針の変更により甚大な影響を与える者
 - (3) 当社の総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合が5%を超える者
 - (4) 当社グループから過去3年平均で合計年間1千万円以上の金銭その他財産を役員報酬以外に受領した者
2. 前項の規定にかかわらず、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、独立性を認めることができる。
3. 第1項の「者」が法人等である場合には、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する当該法人等の業務執行者をいう。

株主総会参考書類

<ご参考>

- ・第1号議案および第2号議案が原案通り承認された場合における、社内取締役が経験を有する分野および当社が社外取締役に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位等	取締役の主なスキル・経験等							
		企業経営	金融	財務・会計	法務・リスク管理	人事	地方創生	ESG・サステナビリティ	
監査等委員でない取締役	村瀬 幸雄	取締役会長 (代表取締役)	●	●	●	●	●	●	
	池田 直樹	取締役社長 (代表取締役)	●	●	●	●	●		●
	石黒 明秀	取締役副社長	●	●	●		●		
	白木 幸泰	取締役専務執行役員 グループ営業統括部長	●	●				●	●
	尾藤 喜昭	取締役常務執行役員 グループリスク統括部長	●	●		●			
	太田 裕之	取締役	●	●	●		●		
	伊藤 聡子	取締役 社外						●	●
	上田 泰史	— 社外	●	●		●			
ある取締役 監査等委員で	石川 直彦	取締役	●	●					
	石原 真二	取締役 社外				●	●		
	柘植 里恵	取締役 社外			●				●

(注) 本一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案

公益財団法人十六地域振興財団の社会貢献活動賛助を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

(1) 公益財団法人十六地域振興財団の目的・役割

公益財団法人十六地域振興財団（以下「十六地域振興財団」といいます。）は、1997年に当社の子会社である株式会社十六銀行（以下「十六銀行」といいます。）の創立120周年記念事業として設立され、2009年に岐阜県から第一号の公益認定を受け公益財団法人へ移行しました。十六地域振興財団の目的は、地方公共団体又は公共的な団体が主催し、後援し、又は協賛する地域の産業の振興発展、社会生活環境の整備、地域の文化・スポーツ・国際化等に関する活動を支援することで地域社会の活性化に寄与すること、これからの岐阜県又は愛知県を担う若者の教育機会を経済的側面から支援することで人材の育成に寄与すること、並びに、豊かで潤いのある生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する芸術・文化の振興及び支援をすることにあります。

(2) 自己株式の処分について

地方銀行を事業主体とする当社グループの役割は、地域の人や企業などを支え、その持続的成長や豊かさを実現していくことであり、これは地方銀行の存続意義そのものであります。当社は「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」というグループ経営理念のもと、140年超の歴史を有する十六銀行が培った、顧客基盤、情報、人的ネットワークを活用し、当社グループの主要な営業エリアである岐阜県及び愛知県において「一歩先を行き、いつも地域の力になる地域総合金融サービスグループ」となることを目指しております。

この目的の達成のため当社グループは、向こう10年の長期ビジョン『16Vision-10』で、グループ経営理念を原動力とした、地域社会（ここでは「地域のステークホルダー」を意味します。）の「サステナブル（社会的価値の創出）」と「グロース（経済的価値の創出）」を実現し地域社会に貢献することを掲げており、十六地域振興財団の3つの公益目的事業である「地域活性化活動支援事業」、「奨学金給付事業」、「芸術・文化の振興及び支援活動事業」は、当社グループの経営理念の実現に資するものであり、十六地域振興財団の活動に対する賛助を一層強化することは、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えます。

当社は、本自己株式の処分により、これまでの十六銀行の寄付金に加えて、当社株式の配当金を拠出する仕組みを採用し、十六地域振興財団の安定的な活動原資を確保することで、「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」に繋げてまいります。

本自己株式の処分は、十六地域振興財団が継続的、安定的に活動が行えるよう、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者、日本マスタートラスト信託銀行株式会社を共同受託者、十六地域振興財団を受益者とする他益信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託は当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を十六地域振興財団に交付し、十六地域振興財団は当該信託収益を活動原資に加え、今後事業を実施します。

本自己株式の処分は、十六地域振興財団の社会貢献活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

株主総会参考書類

(3) 処分条件等の合理性

十六地域振興財団の3つの公益目的事業である「地域活性化活動支援事業」、「奨学金給付事業」、「芸術・文化の振興及び支援活動事業」を継続的、安定的に実施していくにあたり、活動賛助の原資となる処分数量の規模は合理的であると考えております。加えて本信託スキームでは、当面は本自己株式の処分による株式が株式市場へ流出することは考えられないため、本自己株式の処分による流通市場への影響は軽微であることから、当該処分数量の水準は合理的であると考えております。

また、本自己株式の処分における希薄化の規模は、発行済株式の総数に対し、0.922%（2023年3月31日現在の総議決権個数362,690個に対する割合 0.965%、小数点以下第4位を切り捨て）と小規模なものであり、株式市場への影響は軽微であると考えております。加えて当社では、2023年5月11日開催の取締役会決議に基づき、本自己株式の処分を上回る数量（460,000株）を上限とする自己株式を取得し、当該自己株式を本自己株式の処分に充当する計画としており、株式の希薄化を回避する措置を講じているため、株式の希薄化の規模についても合理的であると判断しております。

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本信託契約に従って、当社の配当を原資とした信託収益を十六地域振興財団に交付します。本信託は、今後締結する信託契約に基づき処分株式を保有する予定です。なお、信託を終了する際は、信託財産を受益者に現状有姿のまま交付するものとします。なお、本自己株式の処分により本信託が保有する株式の議決権については、信託期間を通じ、行使しないものとします。

つきましては、上記の趣旨と目的のため、1株につき1円という払込金額は妥当であると考えており、会社法第199条（募集事項の決定）及び同第200条（募集事項の決定の委任）の各規定に基づき、第三者による自己株式の処分に関して、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

<処分する自己株式の内容>

① 処分する株式の種類及び上限	普通株式350,000株（発行済株式総数に対する割合0.922%）（*）
② 払込金額の下限	1株につき1円
③ 払込金額の総額	350,000円
④ 処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先（予定）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
⑥ 処分期日（予定）	2023年8月25日
⑦ 決定の委任	上記に定めるもののほか、自己株式の処分の募集事項の決定に必要なその他一切の事項については、取締役会の決議において決定いたします。

* 2023年3月31日現在の発行済株式総数37,924,134株に対して計算しております。

<財団の概要>

① 名 称	公益財団法人十六地域振興財団
② 所在地	岐阜市神田町8丁目26番地
③ 理事長	村瀬 幸雄
④ 活動内容	<ul style="list-style-type: none">・地域の産業の振興発展に関する活動の助成・地域の社会生活環境の整備に関する活動の助成・地域の文化・スポーツ・国際化等に関する活動の助成・上記の活動に関する研修会及び講演会の開催並びに人材育成に関する助成・奨学金の支給・芸術・文化の振興及び支援活動・施設の貸与・その他この法人の目的を達成するために必要な事業
⑤ 活動原資	基本財産の運用益及び寄付金
⑥ 設立年月日	1997年8月25日（2009年公益財団法人へ移行）

<参考資料>

- 「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ」

https://www.16fg.co.jp/release/files/20230511_2.pdf

- 「公益財団法人十六地域振興財団の社会貢献活動賛助を目的とした第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」

https://www.16fg.co.jp/release/files/20230511_3.pdf

以 上

Topics

■ 十六フィナンシャルグループ 設立1周年

2022年10月1日、十六フィナンシャルグループは設立1周年を迎えました。

地域のお客さまに日頃の感謝を込め、10月6日に岐阜県内、7日に愛知県内において「十六フィナンシャルグループ トップ懇談会」を開催いたしました。



地域社会のフロントランナーとして、常に頼りにされ、必要とされる存在であるとともに、地域総合金融サービス業として、今後もお客さまや地域の課題解決に取り組むことで、地域の持続的な成長に貢献してまいります。

■ 第1次経営計画の振り返り

当社は、2021年10月よりスタートした第1次経営計画（計画期間：2021年10月～2023年3月）において、グループの総合力を発揮し、お客さまの本業支援や地域の課題解決にこれまで以上に取り組んでまいりました。

その結果、計画最終年度となる2022年度は、下表のとおりすべての計数目標を達成いたしました。また、長期的に目指す指標である連結ROEも大きく伸長するなど、グループの収益性・効率性・健全性は大きく向上しております。

◆ 計数目標2022年度

連結 当期純利益	連結 自己資本比率	連結 修正OHR	連結 非金利収益比率
160億円以上	10%以上	65%以下	30%以上

◆ 長期的に目指す指標

連結 ROE
5%以上

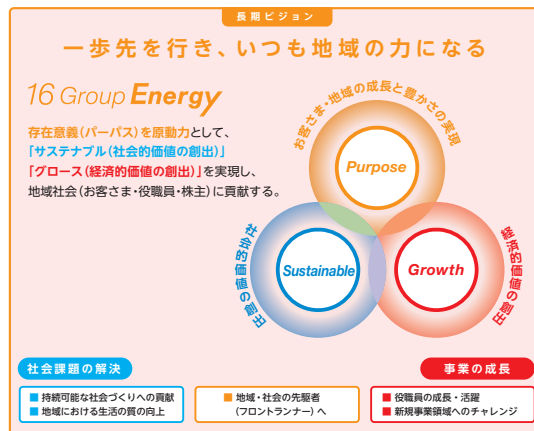
【2022年度（計画最終年度）の実績】

186億円	10.54%	58.90%	31.44%	4.73%
-------	--------	--------	--------	-------

長期ビジョン「16Vision-10」および第2次中期経営計画「一歩先を行き、いつも地域の力になる～1st stage～」の策定

当社グループは、2023年4月より、今後のグループ経営の羅針盤となる長期ビジョン「16Vision-10」（計画期間：2023年4月～2033年3月）と、長期ビジョンの前半5か年を計画期間とする第2次中期経営計画「一歩先を行き、いつも地域の力になる～1st stage～」（計画期間：2023年4月～2028年3月）をスタートいたしました。

10年後のなりたい姿である長期ビジョン「16Vision-10」のテーマを「一歩先を行き、いつも地域の力になる」とし、「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」という存在意義（パーパス）を原動力として「サステナブル（社会的価値の創出）」と「グロース（経済的価値の創出）」を実現していくことで、地域社会（お客さま・役職員・株主）に貢献してまいります。



第2次中期経営計画
(2023年4月～2028年3月)

一歩先を行き、いつも地域の力になる ～1st stage～

スピード感のある変革に挑戦し、新たな価値を創造する5年間

4つの基本戦略

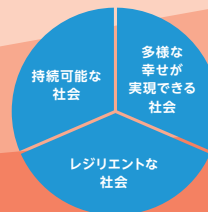
トランスフォーメーション戦略
Transformation
“変革”から“創造”へ
トランスフォーメーションを起点としたサステナビリティの実現

ヒューマンイノベーション戦略
Human Innovation
人材の価値を最大限に引き出す
役職員一人ひとりが自立的に活躍できる組織環境の整備

マーケットインアプローチ戦略
Market in Approach
お客さまの期待を超えるサービスを！
ソリューション提案力の高度化と多様な課題解決に向けた営業深化

地域プロデュース戦略
Region Produce
地域を巻き込む新たな力になる
一歩踏み込んだ地域への関わりと緊急時を含めた強靱な地域の創生

求められる社会像



16 Group Energy
の発揮

新規事業領域の拡大

総合金融サービス機能の発揮

十六FG

コアビジネス（預貸金・為替）の深化



人と、地域と、未来をむすぶ
十六フィナンシャルグループ

私たちの使命(mission) | お客さま・地域の成長と豊かさの実現

2021

2023

2028

2033

長期ビジョン

第1次経営計画

第2次中期経営計画

次期中期経営計画

■ 新人事制度の導入と持株会社への転籍

2023年4月、22年ぶりに人事制度を刷新するとともに、十六銀行に籍を置いていた全社員を当社へ転籍いたしました。新たな人事制度では、社員一人ひとりが多様性を発揮するなかで、たゆめ創造と革新に向けた意識改革、行動改革を通じて自らの成長を実感し、地域の生活者としてかけがえのない豊かな人生を実現していくことを目的としております。

また、新人事制度の導入と合わせ、全社員が銀行から持株会社に転籍することにより、「地域総合金融サービス業」に向けた意識改革、行動改革を一層推し進めてまいります。

新人事制度の導入

コンセプト

1

組織の活性化と活力ある人材の創出

- ・社員一人ひとりの「私のめざす姿」を表明
- ・地域社会から必要とされる人材としての成長

コンセプト

2

ミッションの明確化と行動変革

- ・ミッションの明確化による行動変革の促進
- ・意欲的でチャレンジングな社員の成長を後押し

コンセプト

3

個性・多様性を活かした企業風土の醸成

- ・個性や多様性を育み、互いに尊重し合う組織の醸成
- ・多様な人材の力をグループの推進力へ

1. マイビジョン・コミットの新設

- ・社員がマイビジョン（私のめざす姿）を表明
- ・グループ経営理念を重ねるなかで、「実現したいこと」、「チャレンジしたいこと」をコミット（目標化）



個人のパーパスを大切に、組織のパーパスとのコミットを

2. 新たな評価制度および給与体系の策定

- ・個性や多様性を育み、成長を促す新たな人事レビュー制度
- ・年功要素ではなく、意欲とチャレンジに報いる処遇



最短昇進年数の廃止、35才で部長職に就くことも可能に

3. 多様な人材の活躍推進

- ・リテンション制度の新設（育児制度の充実）
- ・エキスパート制度の新設（専門人材の育成）
- ・ジョブリターン制度の新設（元社員の再雇用）



多様な人的資本の価値を最大限に引き出す

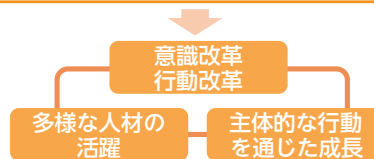
持株会社への転籍

十六フィナンシャルグループ

社員（FGグループ各社へ出向）



十六フィナンシャルグループ出向者として各社で活躍



十六TT：十六TT証券、JDDS：十六電算デジタルサービス、十六総研：十六総合研究所、NOBUNAGA：NOBUNAGAキャピタルビレッジ、まちおこし：カンダまちおこし、十六信用：十六信用保証、JBS：十六ビジネスサービス

■ シンボルマークの統一化

1972年より十六銀行にて使用してきたシンボルマークを、当社のシンボルマークへ統一化いたしました。

2023年4月の全社員の持株会社への転籍や新人事制度の導入、第2次中期経営計画のスタートにあたりシンボルマークを統一化することで、「グループ会社全役職員の意識改革およびグループ間連携の強化」と「統一化されたブランドイメージの醸成」をはかっております。

明治時代

1972年～
(シンボルマークとして使用開始)

2023年～



十六銀行



16FG

人と、地域と、未来をむすぶ

十六銀行

■ 株式会社日本M&Aセンターホールディングスと 「合併事業の検討にかかる基本合意書」を締結

2023年4月6日、当社は株式会社日本M&Aセンターホールディングス（以下「日本M&AセンターHD」といいます。）と経営承継支援に関する合併事業の検討にかかる基本合意書を締結いたしました。

当社グループの営業基盤である岐阜県・愛知県は後継者不在などを要因として企業数が減少しており、1社でも多くの経営承継を実現することで、この地域の持続的な成長を支援してまいります。

なお、日本M&AセンターHDは全国の地方銀行95社と提携しておりますが、合併事業を開始するのは当社が全国で初めてとなります。



■ 新企業広告のスタート



大好きなこの街の未来をつくろう。

2023年6月より、当社グループの新企業広告がスタートいたします。

福地桃子さん演じる“モモ”が、地元である岐阜の地を舞台に、大好きなこの街のためにできることは何かと挑戦していく姿を、当社グループの価値観や地域への想いととも描いております。



動画はこちら

■ サステナビリティへの取組みの強化

当社グループは、2021年10月の「十六フィナンシャルグループSDGs宣言」の制定以降、様々な取組みを実践することでサステナビリティへの取組みを強化しております。

2022年4月には、サステナビリティ統括室を新たに設置するとともに、取締役社長を議長とし、グループ経営会議の構成員、統括部長、サステナビリティ統括室長などにより構成される「サステナビリティ会議」を設置するなど、サステナビリティ経営体制の整備に取り組んでおります。また、2022年5月には、サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針として「サステナビリティ方針」を策定するとともに、「十六フィナンシャルグループSDGs宣言」にて定める5つの重点課題（マテリアリティ）に対して「サステナビリティKPI」を設定しております。

【サステナビリティ方針】

十六フィナンシャルグループは、サステナビリティへの取組みを重要な経営課題と認識しています。気候変動をはじめとするさまざまな社会課題の解決に本業である「地域総合金融サービス業」を通じて取組み、グループ経営理念である「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」に貢献するとともに、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

【サステナビリティKPI】

◆ 2030年度までの目標

重点課題	取組施策	項目	数値目標
地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域経済の担い手を育成する創業・新規事業支援 ● 地域企業の成長に資する本業支援・経営承継支援 ● 豊かな暮らしを実現するための資産形成支援 	サステナブルファイナンス実行額（うち環境分野）	2兆円（8,000億円）
		グループ預り資産残高	5,500億円
地域社会の持続的発展	<ul style="list-style-type: none"> ● 快適で魅力あるまちづくり ● 地域資源を活用した次世代につながる価値創造 ● 地域企業や自治体のデジタル化推進 	ソーシャルインパクト投資	20億円
		DX支援コンサルティング件数	3,000件
環境保全と気候変動対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域企業の脱炭素経営支援 ● 環境保全・環境負荷低減への取組み ● 気候変動への対応とTCFDに沿った情報開示 	CO ₂ 排出量（2013年度比）	50%削減
		紙使用量（2019年度比）	50%削減
多様な人材の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ダイバーシティを強みとする企業風土の醸成 ● ワークライフバランスを実現する働き方改革 ● 多様な人材の成長と挑戦を支える職場づくり 	女性管理職比率	20%
		有給休暇取得率	80%

◆ 継続的に取り組む目標

重点課題	取組施策	項目	数値目標
ガバナンスの高度化	<ul style="list-style-type: none"> ● コーポレートガバナンスの高度化 ● リスク管理・コンプライアンスの強化 ● ステークホルダーエンゲージメント 	危機発生時における初動対応訓練の実施	年2回以上
		投資家との対話	年10回以上

政策投資株式の縮減方針

当社は、2022年9月末基準の政策投資株式簿価を2028年3月末までに約25%縮減していくことで、ガバナンスのさらなる強化をはかっていく方針です。

1 当社の現況に関する事項

① 企業集団の事業の経過及び成果等

イ. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社および株式会社十六銀行（以下「十六銀行」といいます。）を含む連結子会社10社から構成される企業集団であり、岐阜県、愛知県を主要な営業基盤とする地域総合金融グループとして、銀行業務を中心に、リース業務、金融商品取引業務、クレジットカード業務などを通じて、地域のみならず多様な商品・サービスを提供しております。



ロ. 金融経済環境

当期のわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の制約を受けながらも、企業部門におきましては、経済正常化への期待感などから、コロナ禍で足踏みがみられた設備投資は持ち直しました。また、ウィズコロナに向けて3年ぶりに行動制限のない大型連休や年末年始を迎えたことから人流が戻り、個人消費は緩やかに持ち直しました。海外に目を向けると、世界経済の回復による需要の拡大やロシアによるウクライナ侵攻の長期化などの影響から、資源・エネルギー価格の高騰など物価上昇を招き、欧米を中心に政策金利が引き上げられました。わが国経済におきましても、仕入価格の上昇に起因して様々な品目で度重なる値上げが実施されるなか、賃上げムードが高まりました。

当社グループの主要な営業基盤である岐阜・愛知両県におきましても、年明け以降、生産や設備投資に回復の動きがみられましたが、物価高による仕入コストの上昇分を販売価格へ十分に転嫁できず、中小企業を中心に企業収益に影響を与えました。一方、個人消費につきましても、行動制限の緩和による人流の増加などから、宿泊・飲食サービス業を中心に回復の動きがみられました。

八. 企業集団の事業の経過及び成果

こうした金融経済環境のなか、当社グループはグループ経営理念を以下のとおりとし、グループの総合力を発揮するなか、お客さまや地域の課題解決に取り組むことで、地域の持続的な成長への貢献を目指しております。

【グループ経営理念】

「グループ経営理念」は、当社グループにおける基本的な精神として、全役職員の活動のよりどころとするものであり、「私たちの使命＝お客さま・地域の成長と豊かさの実現」と「私たちのめざす姿＝ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」、 「私たちの価値観＝信頼と倫理観、創造と革新、多様性と受容」で構成しております。



人と、地域と、未来をむすぶ 十六フィナンシャルグループ

このグループ経営理念のもと、当社グループは、2021年10月よりスタートさせた「第1次経営計画」（計画期間：2021年10月～2023年3月）において、グループ全役職員の意識改革・行動改革をはかるとともに、十六銀行の厚い顧客基盤や情報、ネットワークを最大限に活用し、3つの経営戦略「マーケットインアプローチ戦略」、「DX戦略」、「地域コミット戦略」に取り組み、グループシナジーを最大化することで、「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」を目指してまいりました。

第1次経営計画

計画期間：2021年10月～2023年3月

私たちのめざす姿

ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ

計数目標2022年度

連結当期純利益	160億円以上
連結自己資本比率	10%以上
連結修正OHR	65%以下
連結非金利収益比率	30%以上

長期的に目指す指標

連結ROE	5%以上
-------	------



また、2022年5月に、サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針として「サステナビリティ方針」を策定するとともに、「十六フィナンシャルグループSDGs宣言」にて定める5つの重点課題（マテリアリティ）に対して「サステナビリティKPI」を設定するなど、サステナビリティへの取組みを強化しております。

第1次経営計画における主な取組みは以下のとおりです。

◆ マーケットインアプローチ戦略 ～課題解決力のさらなる発揮～

マーケットインアプローチ戦略では、マーケットインの発想をもとに、グループの経営資源を結集しコンサルティング機能を発揮するとともに、課題解決に向けた多様なソリューションを提供することで、お客さまや地域との共通価値の創造を目指しております。

法人のお客さまには、急速に高まるサステナビリティへの取組みを金融面から支援すべく、十六銀行にて「じゅうろくSDGs・ESGファイナンス」や「ポジティブインパクトファイナンス」などのサステナブルファイナンスの提供に努めてまいりました。

また、2022年6月より十六リース株式会社にて取扱いを開始した「じゅうろくSDGsリース」は、省エネ・脱炭素・低炭素といった地域の社会的な課題解決に向けた取組みを設備ファイナンスにより支援するとともに、地域が抱える様々な課題解決の一助となるように寄付を組み合わせたリース商品であり、お取引先とともに持続可能な社会の実現に取り組んでおります。



加えて、2023年2月には、十六銀行にて脱炭素コンサルティングの「カーボンニュートラルナビゲーター Supported by WasteBox」を高度化し、脱炭素経営移行計画の作成支援を行う「脱炭素経営移行計画レビュー」の取扱いを開始いたしました。環境負荷・温室効果ガス排出量把握の専門的知見を持つ株式会社ウェストボックスとの事業共創により、お取引先の脱炭素経営の実現に向けて、具体的な「移行計画策定・実行」を支援することで、地域の脱炭素社会の実現に貢献しております。

個人のお客さまには、2022年8月より十六銀行にて、ZEH住宅など環境に配慮した省エネルギー住宅の取得を対象とした住宅ローン「じゅうろくSDGs住宅ローン ～ともに未来へ～」の取扱いを開始いたしました。本商品では、取扱実績に応じた金額を岐阜県・愛知県の「環境関連基金」へと寄付することで、地域の住宅環境整備事業などへの貢献を目指しております。



また、超高齢社会に突入するなか、多様化する相続・資産承継ニーズに対応すべく、2022年9月に十六銀行にて信託業務の兼営認可を取得し、銀行本体で信託業務を開始いたしました。信託業務の開始に併せて取扱いを開始した、お客さまの「終活」をサポートする金銭信託商品「じゅうろくおひとりさま信託<未来よろしんたく>」は、死後事務の受任とその費用に関する金銭信託を1社でワンパッケージにしてお引受けする全国初の商品であり、信託の機能を活用して地域のお客さまの課題やお悩みの解決に努めております。

◆ DX戦略 ～快適性・生産性の向上～

DX戦略では、グループ内外とのアライアンスなどによりデジタル技術やデータを利活用し、お客さまへのアプローチを行うとともに、業務のデジタル化の加速により活動時間を創出することで、役職員の付加価値の高い活動につなげていくことを目指しております。

2022年3月に事業を開始した十六電算デジタルサービス株式会社は、地域のDX化に向けた多様なニーズに対応すべく、様々なITベンダーと連携してソリューションの幅を広げるとともに、グループ各社からの紹介先を中心に事業者さまに寄り添ったITコンサルティングを行うことで、最適なソリューション提案を実施しております。

2022年5月には、当社にてソフトバンク株式会社とDX推進の協業を決定し、人材を受け入れました。お客さまや地域のデジタル化支援および商品・サービスの快適性・利便性の向上、当社グループの業務効率化・生産性向上を重点施策として取り組むなか、今回の協業により、両社が有する技術・資産・ノウハウなどを有効に活用し、地域の活性化、地域社会への貢献を目指しております。

また、2023年3月には、当社が経済産業省が定めるDX認定制度において、経営ビジョンの策定や戦略・体制の整備などをすでに行い、DX推進の準備が整っている事業者として「DX認定事業者」に認定されました。



◆ 地域コミット戦略 ～地域のトータルデザイン～

地域コミット戦略では、持続可能な社会の実現に向けて、グループ全役職員によるSDGs・地域創生への取組みを深化させるとともに、事業領域の拡大により営業基盤である岐阜県・愛知県の地域活性化のための中心的役割を發揮していくことを目指しております。

ローカル
クラウドファンディング

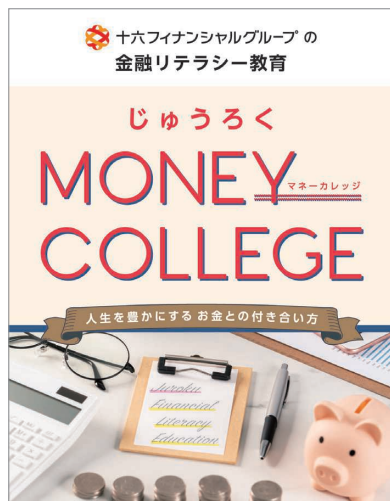


「ローカルにまわる経済をおこす」をミッションに掲げて2022年4月に設立したカンダまちおこし株式会社は、2022年9月より東海地区の金融機関では初の取組みとなる、ローカル・クラウドファンディング“OCOS”（おこす）をスタートさせました。地域金融機関だからこそ可能な伴走支援を実施するなど、大手プラットフォームとの差別化をはかり、地域に新たなマネーフローを創出することで、ローカルビジネスの活性化や社会課題の解決に取り組んでおります。



“OCOS”
サイトはこちら

また、NOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社の出資先の1社である、留学プログラム「保育園留学[®]」を展開する株式会社キッチハイクについて、岐阜県美濃市へと情報提供した結果、2022年10月よりキッチハイクと美濃市が連携して「保育園留学[®]」の実証実験がスタートするなど、グループ連携を通じた地域創生を実現しております。



さらに、成年年齢の引下げや高校での資産形成授業の開始など、金融教育への関心が高まるなか、2023年1月に金融リテラシーに関する体系的な金融教育メニュー「じゅうろく MONEY COLLEGE（マネーカレッジ）」をリリースいたしました。グループ各社の知見を最大限に活用することで、小学生からシニア層まで幅広い世代を対象に、資産形成・起業・キャッシュレス・ローンなどのセミナーを体系的に提供し、地域の金融知識の向上に貢献してまいります。

株主のみなさまをはじめお客さまのご支援のもと、グループの総合力を発揮するなか、お取引先の資金繰り支援や本業支援をはじめとしたコロナ禍における幅広い支援、付加価値の高いコンサルティング活動、生産性の向上と成長分野への経営資源の投下など、全役職員が経営戦略を着実に遂行した結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

【当社グループの連結業績】

連結経常収益は、役務取引等収益が増加したものの株式等売却益が減少したことなどから、前期比46億65百万円減少の1,126億85百万円、連結経常費用は、その他業務費用および営業経費が減少したことなどから、前期比51億29百万円減少の854億22百万円となりました。この結果、連結経常利益は前期比4億64百万円増加の272億62百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比14億39百万円増加の186億30百万円となりました。

第1次経営計画に基づいて業務に取り組んでまいりました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、第1次経営計画にて掲げる計数目標160億円以上を上回りました。

【株主還元】

当社は、金融取引を巡るリスクが多様化するなかにあって財務体質の一層の向上に留意しつつ、安定的な配当を継続して実施することを基本方針とするとともに、経営環境や利益水準などを総合的に勘案し、総還元性向25%以上を目安として、還元内容を決定していくことを基本的な考え方としております。

当期はこの考え方に基づき、1株当たり期末配当金を70円といたしました。これにより、1株当たり中間配当金60円と合わせて、1株当たり年間配当金は130円となりました。

【十六銀行の業績等】

十六銀行の業績につきましては、経常収益は、役務取引等収益が増加したものの株式等売却益が減少したことなどから、前期比46億72百万円減少の793億18百万円となりました。経常費用は、その他業務費用および営業経費が減少したことなどから、前期比56億36百万円減少の538億3百万円となりました。この結果、経常利益は前期比9億63百万円増加の255億14百万円、当期純利益は前期比6億63百万円増加の179億89百万円となりました。

主要な勘定残高につきましては、預金等（譲渡性預金含む）は前期比355億円増加の6兆3,143億円、貸出金は前期比1,745億円増加の4兆7,250億円、有価証券は前期比53億円増加の1兆4,649億円となりました。

二. 対処すべき課題

ウィズコロナの下で景気が持ち直していくことが期待されるものの、世界的な金融引締めなどが続くなか、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇や供給制約、金融資本市場の変動などによる影響にも、引き続き十分注意する必要があります。

さらには、地域経済は、人口減少や超高齢社会の進展と産業構造の変化や事業承継・後継者問題を背景とする企業数の減少により、将来的な市場規模の縮小が懸念されております。

こうした環境のもと、当社グループは2023年4月より、今後のグループ経営の羅針盤となる長期ビジョン「16Vision-10」（計画期間：2023年4月～2033年3月）と、第2次中期経営計画「一歩先を行き、いつも地域の力になる～1st stage～」(計画期間：2023年4月～2028年3月)をスタートいたしました。

10年後のなりたい姿である長期ビジョン「16Vision-10」のテーマを「一歩先を行き、いつも地域の力になる」とし、「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」という存在意義（パーパス）を原動力として「サステナブル（社会的価値の創出）」と「グロース（経済的価値の創出）」を実現していくことで、地域社会に貢献してまいります。

また、この長期ビジョンの前半5か年を計画期間とする第2次中期経営計画を「1st stage」とし、10年後のなりたい姿からバックキャストで描いた「トランスフォーメーション戦略」、「ヒューマンイノベーション戦略」、「マーケットインアプローチ戦略」、「地域プロデュース戦略」の4つの基本戦略を全社的な取組みとして推進していくことで、長期ビジョンの実現を目指してまいります。

加えて、当社グループは、2021年10月の「十六フィナンシャルグループSDGs宣言」の制定以降、様々な取組みを実践することでサステナビリティへの取組みを強化しております。引き続き、サステナビリティを巡る課題へ適切に対応することでその取組みを充実させ、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

当社グループは、グループ経営理念に掲げる、「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」を果たしつつ、企業価値の向上をはかることで、お客さま、株主のみなさまをはじめとするすべてのステークホルダーの方々のご期待にお応えしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

② 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経 常 収 益	—	—	117,350	112,685
経 常 利 益	—	—	26,798	27,262
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	17,191	18,630
包 括 利 益	—	—	6,505	△4,221
純 資 産	—	—	402,604	392,561
総 資 産	—	—	8,375,332	7,190,557

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、2021年10月1日設立のため、2020年度以前の状況については記載しておりません。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営 業 収 益	—	—	3,674	7,375
受 取 配 当 額	—	—	2,844	6,025
銀行業を営む子会社	—	—	2,844	5,796
その他の子会社	—	—	—	229
当 期 純 利 益	—	—	2,785	6,000
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 —	円 銭 —	円 銭 74.68	円 銭 162.90
総 資 産	—	—	304,097	304,589
銀行業を営む子会社株式等	—	—	288,903	288,903
その他の子会社株式等	—	—	14,184	14,342

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、2021年10月1日設立のため、2020年度以前の状況については記載しておりません。

③ 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他 の 事 業
使 用 人 数	2,171人	107人	254人

(注) 使用人数には、海外の現地採用者を含み、出向者、臨時雇員及び嘱託を除く就業人員数を記載しております。

④ 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社十六銀行

① 営業所数

			当 年 度 末	
岐 阜 県	105 店	うち出張所	(11)	
愛 知 県	53		(1)	
三 重 県	1		(—)	
東 京 都	1		(—)	
大 阪 府	1		(—)	
合 計	161		(12)	

(注) 上記のほか、当年度末において付随業務取扱事務所を 1 か所、海外駐在員事務所を 4 か所設置しております。

② 当年度新設営業所

該当事項はありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲 6 番 27 号	情報処理・情報通信サービス業

ロ. リース業およびその他の事業

リース業およびその他の事業の営業所等の状況につきましては、「⑥重要な親会社及び子会社等の状況」の「ロ. 子会社等の状況」をご参照ください。

⑤ 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	1,876	247	96	2,220

ロ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

⑥ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社十六銀行	岐阜市神田町八丁目26番地	銀行業務	百万円 36,839	100.00%	—
株式会社十六総合研究所	岐阜市神田町七丁目12番地	調査・研究業務、 経営相談業務	50	100.00	—
十六TT証券株式会社	岐阜市神田町七丁目12番地	金融商品 取引業務	3,000	60.00	—
株式会社十六カード	岐阜市神田町七丁目12番地	クレジット カード業務	55	100.00	—
十六リース株式会社	岐阜市神田町七丁目12番地	リース業務	102	100.00	—
十六電算デジタルサービス株式会社	岐阜市神田町七丁目12番地	決済・デジタル ソリューション業務	360	60.00	—
NOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社	岐阜市神田町六丁目11番地1	投資事業有限責任組合 の運営・管理業務	50	100.00	—
カンダまちおこし株式会社	岐阜市神田町六丁目11番地1	地域活性化に関する コンサルティング業務	80	99.00	—
十六ビジネスサービス株式会社	岐阜市中竹屋町34番地	事務受託業務	10	100.00 (100.00)	—
十六信用保証株式会社	岐阜市神田町七丁目12番地	信用保証業務	110	100.00 (100.00)	—

- (注) 1. 2022年4月1日付でカンダまちおこし株式会社を設立しております。
 2. 資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 3. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。

⑦ 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社十六銀行	1,200百万円	一千株	—%

⑧ 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

⑨ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

1 会社役員（取締役）の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
村瀬 幸雄	(代表取締役) 取締役会長 (グループ経営監査部 担当)	株式会社十六銀行 取締役会長 (代表取締役) 岐阜商工会議所 会頭	
池田 直樹	(代表取締役) 取締役社長 (FG 統括 担当)	株式会社十六銀行 取締役	
石黒 明秀	取締役副社長 (FG 副統括・グループデジタル統括室 担当)	株式会社十六銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
白木 幸泰	取締役専務執行役員 グループ営業統括部長 (グループ営業統括部・サステナビリティ統括室 担当)	十六リース株式会社 取締役社長 (代表取締役)	
尾藤 喜昭	取締役常務執行役員 グループリスク統括部長 (グループリスク統括部 担当)	株式会社十六銀行 取締役常務執行役員	
太田 裕之	取締役	十六TT証券株式会社 取締役社長 (代表取締役)	
浅野 紀久男	取締役 (社外取締役)	明治安田ビルマネジメント株式会社 取締役社長 (代表取締役)	(注) 2
伊藤 聡子	取締役 (社外取締役)	積水樹脂株式会社 社外取締役 三谷産業株式会社 社外監査役	(注) 2
石川 直彦	取締役 (監査等委員) (常勤)		(注) 1
石原 真二	取締役 (監査等委員) (社外取締役)	石原総合法律事務所 所長 株式会社オータケ 社外取締役 (監査等委員) 矢作建設工業株式会社 社外取締役	(注) 2
柘植 里恵	取締役 (監査等委員) (社外取締役)	柘植公認会計士事務所 所長 株式会社ラ・ヴィュープランニング 代表取締役 愛三工業株式会社 社外取締役 ホシザキ株式会社 社外取締役 (監査等委員)	(注) 2、3

- (注) 1. 当社は、常勤の監査等委員を1名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員が社内の主要な会議に積極的に参加し、その内容について必要に応じ監査等委員会でご報告することで、監査等委員会による取締役の業務執行状況を監視・監査するためであります。
2. 取締役浅野紀久男氏および伊藤聡子氏ならびに取締役(監査等委員)石原真二氏および柘植里恵氏につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 取締役（監査等委員）柘植里恵氏は、公認会計士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）は次のとおりであります。
(年度未現在)

氏名	地位及び担当
所 孝 一	常 務 執 行 役 員
新 実 努	常 務 執 行 役 員
楠 井 宏 和	常 務 執 行 役 員 グループ管理統括部長兼グループ企画統括部長
児 玉 英 司	執 行 役 員 グループ経営監査部長
吉 村 文 孝	執 行 役 員
浅 井 裕 貴	執 行 役 員 グループデジタル統括室長
角 知 篤	執 行 役 員

② 会社役員に対する報酬等

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬 (確定金額報酬)	業績連動型報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	213 (12)	131 (12)	59 (-)	22 (-)	9 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	31 (12)	31 (12)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 上記には、2022年6月17日開催の第1期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く)1名に対する報酬等が含まれております。
2. 非金銭報酬等は、廃止した株式報酬型ストック・オプション報酬に基づく当事業年度に費用計上した4百万円および譲渡制限付株式報酬に基づく費用計上額17百万円を記載しております。なお、株式報酬型ストック・オプションから譲渡制限付株式への移行措置として2022年7月15日付で付与した譲渡制限付株式(6,450株)に相当する報酬額15百万円は含まれておりません。

② 業績連動型報酬に関する事項

業績連動型報酬は、毎年度の業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、確定金額報酬とは別枠で「親会社株主に帰属する当期純利益水準（連結）」を業績指標として次表のとおり金額の範囲内で支出しております。

なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、「[1](#) 当社の現況に関する事項」の「[2](#) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

<業績連動型報酬枠>

親会社株主に帰属する当期純利益水準（連結）	報酬枠
40億円以下	—
40億円超 ～ 60億円以下	30百万円
60億円超 ～ 80億円以下	40百万円
80億円超 ～ 100億円以下	50百万円
100億円超 ～ 120億円以下	60百万円
120億円超 ～ 140億円以下	70百万円
140億円超 ～ 160億円以下	80百万円
160億円超 ～ 180億円以下	90百万円
180億円超 ～ 200億円以下	100百万円
200億円超	110百万円

③ 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対し、当社または当社子会社の役職員の地位のうち、当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職する時点の直後の時点までの譲渡制限期間が設定された当社の普通株式を付与しております。これは、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主のみならず一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。なお、譲渡制限付株式の付与のための報酬は金銭債権とし、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠にて、年額80百万円以内、割当株数4万株以内としております。

当該株式報酬の交付状況は、「**4** 当社の株式に関する事項」の「**4** 役員保有株式」に記載のとおりです。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年6月17日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定金額報酬の合計額は、年額330百万円以内と決議しております。監査等委員である取締役の確定金額報酬の合計額は年額80百万円以内と決議しております。（当該決議に係る株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。）

また、2022年6月17日開催の第1期定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、上記②の表のとりの金額の範囲内で支出することと決議しております。（当該決議に係る株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の員数は6名であります。）

加えて、2022年6月17日開催の第1期定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬は金銭債権とし、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠にて、年額80百万円以内、割当株数は年間4万株以内と決議しております。また、株式報酬型ストック・オプションから譲渡制限付株式への移行措置として、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）を対象として、既に付与済の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち、未行使のものを放棄するかわりに、放棄した新株予約権の目的である株式数と同数の譲渡制限付株式を付与するための報酬を2022年度に限り、上記の譲渡制限付株式を付与するための報酬枠とは別枠で、年額32百万円以内で設定することを決議しております。（当該決議に係る株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の員数は6名であります。）

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年10月1日開催の取締役会において、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づく方針として、「取締役の報酬等の決定に関する方針」（以下「決定方針」）を決議いたしました。（2022年6月17日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプションから譲渡制限付株式報酬への変更に伴う所要の改正を行っております。）

ロ. 決定方針の内容の概要

取締役会は、株主総会で決議された額の範囲内で、報酬の透明性、公正性および客観性を確保するため、報酬等諮問委員会への諮問を経て、取締役の報酬等を決定することとしております。社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等は、業務の執行および経営の監督機能を十分に発揮できる取締役として相応しいものとし、役割および責任に応じて支給する「確定金額報酬」とするほか、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう「業績連動型報酬」ならびに、中長期の企業価値向上等への意欲および士気を高めるための「株式報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）」を支給することができるとしております。

社外取締役および監査等委員である取締役については、経営の監督機能に留意し、「業績連動型報酬」および「譲渡制限付株式報酬」の支給をしないこととしております。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬の透明性、公正性および客観性を確保するため、報酬等諮問委員会への諮問を経ており、取締役として相応しく、役割および責任に応じた報酬等となっていることから、決定方針に則った内容であると判断しております。

③ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
浅 野 紀久男	会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しております。
伊 藤 聡 子	
石 原 真 二	
柘 植 里 恵	

④ 補償契約

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および株式会社十六銀行のすべての取締役（監査等委員を含む。）、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

本契約においては、被保険者が当社または株式会社十六銀行の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たことまたは他の者に利益を供与したことに起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。また、保険料は当社が全額負担しております。

3 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
(取締役) 浅野 紀久男	明治安田ビルマネジメント株式会社 取締役社長 (代表取締役)
(取締役) 伊藤 聡子	積水樹脂株式会社 社外取締役 三谷産業株式会社 社外監査役
(取締役 (監査等委員)) 石原 真二	石原総合法律事務所 所長 株式会社オータケ 社外取締役 (監査等委員) 矢作建設工業株式会社 社外取締役
(取締役 (監査等委員)) 柘植 里恵	柘植公認会計士事務所 所長 株式会社ラ・ヴィーダプランニング 代表取締役 愛三工業株式会社 社外取締役 ホシザキ株式会社 社外取締役 (監査等委員)

(注) 社外役員が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言その他の活動状況
(取締役) 浅野 紀久男	1年6か月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席しました。	金融関連分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会において、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当社の経営陣幹部の人事等を審議する人事諮問委員会委員長、報酬等を審議する報酬等諮問委員会委員を務め、当該事業年度の上記各委員会すべてに出席することなどにより、取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保に貢献するとともに、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めました。
(取締役) 伊藤 聡子	1年6か月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席しました。	情報報道番組キャスターや大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会において、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当社の経営陣幹部の人事等を審議する人事諮問委員会委員、報酬等を審議する報酬等諮問委員会委員長を務め、当該事業年度の上記各委員会すべてに出席することなどにより、取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保に貢献するとともに、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めました。
(取締役(監査等委員)) 石原 真二	1年6か月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに、また、当事業年度開催の監査等委員会11回のうち11回すべてに出席しました。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会や監査等委員会において、経営上有用な意見・助言を行うことにより、意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献するとともに、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めました。
(取締役(監査等委員)) 柘植 里恵	1年6か月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに、また、当事業年度開催の監査等委員会11回のうち11回すべてに出席しました。	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会や監査等委員会において、経営上有用な意見・助言を行うことにより、意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献するとともに、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めました。

③ 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	24	—

④ 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

① 株 式 数	発行可能株式総数	80,000千株
	発行済株式の総数	37,924千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

② 当年度末株主数	24,053名
-----------	---------

③ 大 株 主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,427 千株	9.37 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,110	5.76
十六フィナンシャルグループ従業員持株会	1,164	3.18
フジパングループ本社株式会社	959	2.62
明治安田生命保険相互会社	925	2.53
損害保険ジャパン株式会社	623	1.70
セイノーホールディングス株式会社	559	1.52
株式会社名古屋銀行	534	1.46
JP MORGAN CHASE BANK 385781	465	1.27
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	424	1.16

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(1,343千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

④ 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)	
		種類	数
取締役(社外取締役及び 監査等委員である取締役を除く)	6名	普通株式	16,308株

(注) 上記株式の数には株式報酬型ストック・オプション制度からの移行措置として2022年7月15日付で付与した譲渡制限付株式6,450株が含まれております。

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 園生裕之 指定有限責任社員 鈴木晴久 指定有限責任社員 石原由寛	25	(報酬等について監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬の見積根拠などが適切であるかについて確認し検討を行った結果、会計監査人の報酬の額について同意いたしました。 (対価を伴う非監査業務の内容) 気候変動リスクのシナリオ分析等に係るアドバイザー業務等

- (注) 1. 上記のほか前事業年度の会計監査に対応する追加報酬として2百万円を支出しております。
2. 上記監査法人に当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、105百万円であります。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。

② 責任限定契約

該当事項はありません。

③ 補償契約

該当事項はありません。

④ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

7 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等に関して、会社法第459条第1項各号に定める事項については、定款に、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってこれらを決定することができる旨を定めております。

当社では、金融取引をめぐるリスクが多様化するなかにあつて財務体質の一層の向上に留意しつつ、安定的な配当を継続して実施することを基本方針とするとともに、経営環境や利益水準などを総合的に勘案し、総還元性向25%以上を目安として、還元内容を決定してまいります。

また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を通じて強固な経営体質の構築および競争力の維持向上をはかるとともに、当社グループの事業展開の原資として、有効に活用してまいります。

連結計算書類

第2期末(2023年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	751,946
コールローン及び買入手形	35,000
商品有価証券	84
金銭の信託	11,311
有価証券	1,464,506
貸出金	4,695,447
外国為替	7,027
リース債権及びリース投資資産	53,512
その他の資産	103,728
有形固定資産	57,369
建物	9,948
土地	43,398
その他の有形固定資産	4,022
無形固定資産	7,292
ソフトウェア	2,949
のれん	3,193
その他の無形固定資産	1,149
退職給付に係る資産	13,195
繰延税金資産	213
支払承諾見返	14,110
貸倒引当金	△ 24,189
資産の部合計	7,190,557

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	6,266,980
譲渡性預金	13,000
売現先勘定	97,834
借入金	329,500
外国為替	1,725
信託勘定借	38
その他負債	53,291
賞与引当金	1,232
退職給付に係る負債	5,932
睡眠預金払戻損失引当金	362
偶発損失引当金	693
特別法上の引当金	11
繰延税金負債	6,879
再評価に係る繰延税金負債	6,401
支払承諾	14,110
負債の部合計	6,797,995
(純資産の部)	
資本金	36,000
資本剰余金	61,818
利益剰余金	251,973
自己株式	△ 3,068
株主資本合計	346,723
その他有価証券評価差額金	28,882
繰延ヘッジ損益	117
土地再評価差額金	12,453
退職給付に係る調整累計額	547
その他の包括利益累計額合計	42,000
非支配株主持分	3,837
純資産の部合計	392,561
負債及び純資産の部合計	7,190,557

第2期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		112,685
資金運用収益	53,896	
貸出金利息	38,145	
有価証券利息配当金	13,947	
コールローン利息及び買入手形利息	3	
預け金利息	1,526	
その他の受入利息	273	
信託報酬	0	
役員取引等収益	24,321	
その他業務収益	29,851	
その他経常収益	4,614	
償却債権取立益	6	
その他の経常収益	4,608	
経常費用		85,422
資金調達費用	2,768	
預金利息	162	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	66	
売現先利息	2,307	
債券貸借取引支払利息	6	
借入金利息	210	
その他の支払利息	12	
役員取引等費用	5,573	
その他業務費用	32,895	
営業経費用	42,239	
その他経常費用	1,945	
貸倒引当金繰入額	1,482	
その他の経常費用	462	
経常利益		27,262
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		266
固定資産処分損失	113	
減損損失	150	
金融商品取引責任準備金繰入額	2	
税金等調整前当期純利益		26,996
法人税、住民税及び事業税	7,058	
法人税等調整額	1,177	
法人税等合計		8,236
当期純利益		18,760
非支配株主に帰属する当期純利益		129
親会社株主に帰属する当期純利益		18,630

計 算 書 類

第2期末(2023年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流 動 資 産	1,297
現 金 及 び 預 金	96
前 払 費 用	19
未 収 収 益	0
未 収 還 付 法 人 税 等	1,166
そ の 他	14
固 定 資 産	303,292
無 形 固 定 資 産	20
ソ フ ト ウ ェ ア	17
そ の 他	3
投 資 そ の 他 の 資 産	303,271
関 係 会 社 株 式	303,246
繰 延 税 金 資 産	24
資 産 の 部 合 計	304,589

科 目	金 額
(負債の部)	
流 動 負 債	1,402
短 期 借 入 金	1,200
未 払 金	91
未 払 費 用	19
未 払 法 人 税 等	25
預 り 金	12
賞 与 引 当 金	29
そ の 他	22
負 債 の 部 合 計	1,402
(純資産の部)	
株 主 資 本	303,187
資 本 金	36,000
資 本 剰 余 金	266,277
資 本 準 備 金	9,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	257,277
利 益 剰 余 金	3,978
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,978
繰 越 利 益 剰 余 金	3,978
自 己 株 式	△ 3,068
純 資 産 の 部 合 計	303,187
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	304,589

第2期(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		7,375
関係会社受取配当金	6,025	
関係会社受入手数料	1,350	
営 業 費 用		1,303
販売費及び一般管理費	1,303	
営 業 利 益		6,072
営 業 外 収 益		30
受 取 利 息	0	
そ の 他	30	
営 業 外 費 用		18
支 払 利 息	17	
そ の 他	1	
経 常 利 益		6,084
税 引 前 当 期 純 利 益		6,084
法人税、住民税及び事業税	89	
法人税等調整額	△ 5	
法 人 税 等 合 計		83
当 期 純 利 益		6,000

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社十六フィナンシャルグループ
取締役会 御 中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ
名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 晴 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 原 由 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社十六フィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社十六フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社十六フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園生裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木晴久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原由寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社十六フィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株式会社十六フィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員 石川直彦 ㊞

監査等委員 石原真二 ㊞

監査等委員 柘植里恵 ㊞

(注) 監査等委員石原真二及び柘植里恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会開催場所ご案内略図



 交通	JR東海道本線、JR高山本線 岐阜駅	徒歩約 10 分	〒500-8516 岐阜市神田町8丁目26番地 株式会社 十六銀行 本店3F会議室 場所 TEL 058-265-2111 (代表)
	名鉄名古屋本線、名鉄各務原線 名鉄岐阜駅	徒歩約 2 分	
	岐阜バス 名鉄岐阜停留所	徒歩約 2~3 分	

- ・ご出席の株主様へのお土産、飲食物のご用意はございません。
- ・本総会の開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、[当社ホームページ \(https://www.16fg.co.jp/\)](https://www.16fg.co.jp/) でお知らせします。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。